

横浜市立みなと赤十字病院医療安全推進室規程

(目的)

第1条 安全な医療を提供に資するため、院内組織体制の整備・構築や、職員に対する安全教育の実施により医療事故を防ぎ、院内の連携・調整を行うとともに、業務体制の強化を図る。

(業務内容)

第2条 医療安全に関する以下の業務を行う。

- (1) 各部門の医療安全対策を評価し、医療安全確保のための業務改善計画書を作成し、実施状況、結果等の記録を行うこと。
- (2) 医療安全管理者の活動実績を記録すること。定期的な院内巡回を行い、医療安全に係る現状把握・分析・対策の検討・推進。
- (3) 医療安全管理委員会・医療事故調査委員会・リスクマネジャー委員会で用いられる資料および議事録の作成および保存。
- (4) 事故等の原因究明が適切に実施されていることを確認するとともに、各部門のリスクマネジャーに対する支援と必要な指導を行なうこと。
- (5) 医療安全対策に係る評価を行うカンファレンスを週1回行うこと。医療に係る安全確保を目的とした報告で得られた事例の発生原因、再発防止策の検討および職員への周知。
- (6) 医療安全対策のための各部門との調整。
- (7) 医療安全に係る職員への教育研修の企画、実施、評価。
- (8) 医療安全対策に係る患者、家族の相談に適切に応じる体制の支援。
- (9) その他医療安全対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 医療安全を推進するため統括医療安全管理者と医療安全管理者・医薬品安全管理責任者・医療機器安全管理責任者を置く。

第4条 統括医療安全管理者、医療安全管理者・医薬品安全管理責任者・医療機器安全管理責任者は、院長が任命する。

第5条 診療部門、薬剤部門、看護部門、放射線部門、検査部門、臨床工学部門、事務部門の職員が配置されている。

第6条 医療安全を推進するため、医療安全管理委員会を置く。また、必要に応じ下部組織を置く。

第7条 委員会の業務については、別途規定に定める。

(庶務)

第8条 医療安全推進課が行う。

本規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

平成 21 年 4 月 13 日改訂

平成 22 年 10 月 25 日改訂

平成 23 年 9 月 26 日改訂

平成 29 年 9 月 25 日改訂

平成 30 年 8 月 27 日改訂
令和 2 年 3 月 23 日改訂
令和 4 年 4 月 25 日改訂
令和 5 年 5 月 29 日改訂
令和 6 年 2 月 26 日改訂